

最大10万円
かつ 対象工事費の5分の1

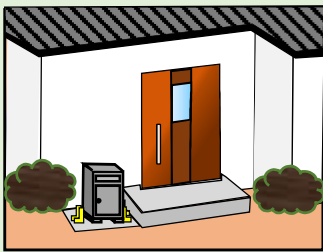
従来の住宅改良助成制度
と併用可

住宅リフォーム助成に 新メニューを追加！

※追加メニューは戸建住宅は①から④、共同住宅は②から④が対象です。

助成には条件がありますので、ご相談下さい。

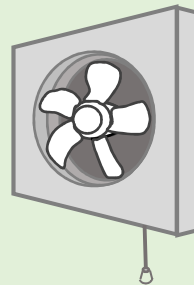
① 固定式宅配ボックス の設置工事



戸建住宅のみ

※チェーン・ワイヤ
一等での簡易な
固定を除く

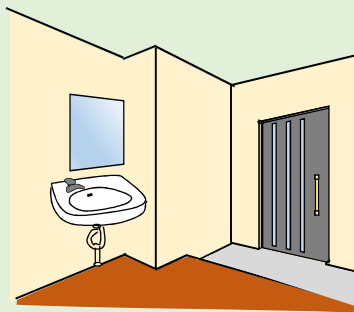
② 換気設備の設置工事



※主たる機能が空
気換気を有する
機器に限る(エア
コン等は不可)

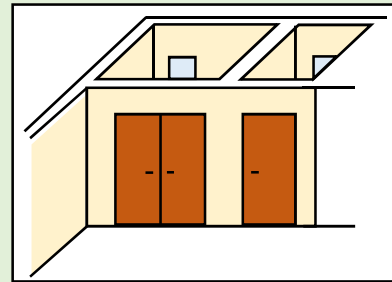
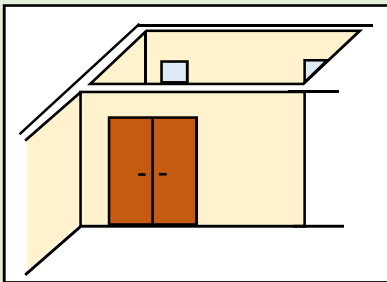
※居室内に設置す
るものに限る(廊
下等は不可)

③ 玄関脇手洗い器の新設工事



※玄関及びその周
辺に設置するも
の(室内に限る)

④ 在宅勤務のための間取り変更工事



◀ 金額や条件等の詳細は裏面をご覧ください

お問合せ

足立区役所 建築防災課 耐震化推進第一係・第二係

TEL 03-3880-5317 (直通)

Email kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 中央館4階



ADACHI CITY



助成額

※助成額が予算に達した場合は、申請の締め切りを行います。
詳しくは、担当までご連絡下さい。

助成金額： 対象工事費用（税抜）の5分の1かつ上限10万円

※対象工事費の5分の1の額に千円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額になります。

※従来の住宅改良助成のメニューと併用が可能です。

 対象工事費に含めることのできないもの

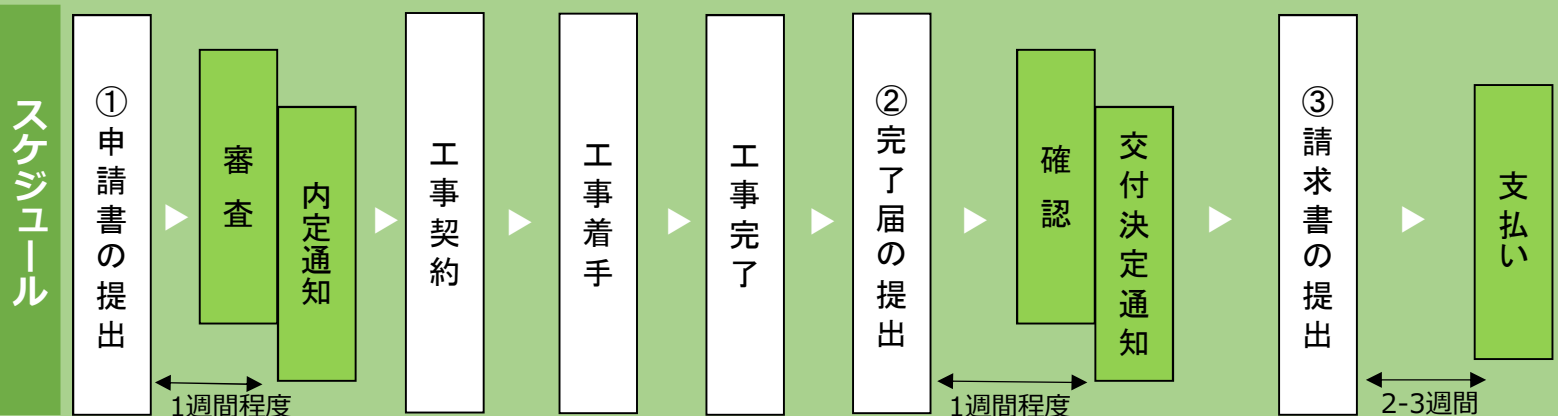
- ・裏面に記載されている工事以外のもの
- ・機器類の購入のみ（設置工事が伴わない場合）
- ・押入れ、収納庫及び納戸等の居室以外の部屋に係るもの

申請手続き

対象

- ・自身の居住する住宅に工事を実施する方
- ・区民税を滞納していない方

工事契約の前に申請してください。申請前に工事契約を行うと助成が受けられなくなります。また、工事が中止もしくは工事内容が大幅に変更になった場合は、速やかに下記お問合せにご連絡ください。



□ 必須書類 △ 必要に応じて提出する書類

提出書類

① 申請書の提出

- 申請書（第1号様式）
- △ 実施申請書兼実施承諾書※1（第2号様式）（賃貸住宅の申請）
- 工事図面（工事前・後）
- 見積書（工事内訳書を含む）
- 現況写真（申請箇所）
- 仕様書（間取り変更は除く）
- △ 委任状※2
- △ 返信用封筒・切手 ※3
- △ 住民票 ※4
- △ 住民税納税証明書 ※4

② 完了届の提出

- 工事等完了届・助成交付申請書（第8号様式）
- 契約書の写し
- 工事代金支払い証明書
- 工事完了後の写真
- △ 返信用封筒・切手 ※2

③ 請求書の提出

- 助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第10号様式）

※1 賃貸住宅の場合は建物所有者からの同意が必要です

※2 本人以外（施工業者など）が申請する場合必要

※3 内定及び決定通知の受取りを郵送で希望の方のみ必要

※4 区が閲覧することに同意される方は不要

助成を受けるには、その他以下の要件が必要です。

- ・同一の改良でこの助成を受けたことがないこと
- ・施工者は区内業者であること（★一部例外があります）
- ・他の給付や助成を受ける工事ではないこと
- ・工事が建築基準法や関係法令に適合していること